



国総入企第12号

平成20年10月3日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議会



「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者の
しわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について

公共工事における極端な低価格による受注が引き起こす諸問題に対しては、主に大規模工事の施工段階における対策について規定した「施工体制確認型総合評価落札方式」、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査」等を実施しているところです。今般、公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議において取りまとめられた「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」（平成20年3月28日付け公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議決定）を踏まえ、更なる工事の品質確保を図るため、関係通知の一部を改正し、別添のとおり、本日付けで各地方整備局等に通知したところです。

貴会におかれましては、傘下建設業者に対し、別添について周知いただくようお願いいたします。

別添

国官総第445号
国官会第1162号
国地契第29号
国官技第156号
国営計第54号
国総入企第11号
平成20年10月3日

各地方整備局長 あて

官 房 長

建設流通政策審議官

「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」等の一部改正について

公共工事における極端な低価格による受注が引き起こす諸問題に対しては、主に大規模工事の施工段階における対策について規定した「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）及び入札段階を中心とした対策について規定した「緊急公共工事品質確保対策について」（平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号）等に基づき対策を実施しているところであるが、平成20年3月28日に公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議が申し合わせた「公共工事の品質確保に関する当面の対策について」に施工体制確認型総合評価方式の拡大等が盛り込まれたことを踏まえ、この度、低価格入札対策の更なる強化を図るよう関連通知の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

- 1 「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」（平成18年4月14日付け国官総第33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号）記第1の1、4及び5中「2億円」を「1億円」に改める。

- 2 「緊急公共工事品質確保対策について」(平成18年12月8日付け国官総第610号、国官会第1334号、国地契第71号、国官技第242号、国営計第121号、国総入企第46号)記1中「2億円以上の一般土木工事、鋼橋上部工事、プレストレスト・コンクリート工事及び港湾空港等工事」を「1億円以上の工事」に、記2中「2億円」を「1億円」に、記4中「7億2千万円」を「7億9千万円」に改める。

附 則

この通知は、平成20年10月20日以降に入札手続を開始する工事から適用する。